

【公布された条例等のあらまし】

● 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十三号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

(一) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

(二) 全ての給料表の号俸の構成を改めることとした。

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額限度額を四十一万六千六百円に引き上げることとした。

(二) 扶養手当について、配偶者に係る支給を廃止するとともに、子に係る支給月額を一人につき一万三千円に引き上げることとした。

(三) 通勤手当について、特別料金等に係る通勤手当の支給要件のうち、特別急行列車等の利用に係る要件を廃止することとした。

(四) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い支給要件を満たした職員にも支給することとした。

(五) 管理職員特別勤務手当について、休日等以外の日の支給対象時間の範囲を午後十時から翌日の午前五時までに拡大することとした。

(六) 特勤勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる職員の範囲を拡大することとした。

(七) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十七・五（特定幹部職員にあっては、百分の百七・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の七十一・二五（特定幹部職員にあっては、百分の六十一・二五）とすることとした。

(八) 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二十五（特定幹部職員にあっては、百分の百五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の七十（特定幹部職員にあっては、百分の六十）とすることとした。

(九) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百七・五（特定幹部職員にあっては、百分の百二十七・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十一・二五（特定幹部職員にあっては、百分の六十一・二五）とすることとした。

(十) 勤勉手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百五（特定幹部職員にあっては、百分の百二十五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の五十（特定幹部職員にあっては、百分の六十）とすることとした。

(十一) 定年前再任用短時間勤務職員に対して、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する地域手当、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

3 昇給制度の見直し

(一) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級以上であるもの等を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、その者の勤務成績が特に良好である場合の昇給の号俸数を一号俸とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとした。

(二) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の等級が七級以上であるもの及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の等級が七級であるものを昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、その者の勤務成績が良好である場合の昇給の号俸数を三号俸とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとした。

4 給与からの控除

給与は、所定の経費等の額に相当する額を控除して支払うことができることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとした。

2 期末手当の改定

(一) 十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。
(二) 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十二・五とすることとした。

三 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

暫定再任用職員に対して、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する地域手当、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

四 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の1の(二)、2の(二)から(六)まで、(八)、(十)及び(十一)、3並びに4、二の2の(二)並びに三については、令和七年四月一日から施行することとした。

2 一の1の(一)及び2の(一)並びに二の1については令和六年四月一日から、一の2の(六)及び(八)並びに二の2の(一)については同年十二月一日から適用することとした。

3 この条例の施行に関し必要な経過措置を講ずることとした。

● 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)

一 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

二 特勤勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる職員の範囲を拡大することとした。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第十五号)

一 会計年度任用職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(

令和六年徳島県条例第五十三号) による改正後の給料表については、令和六年四月一日から適用することとした。

二 会計年度任用職員の給与からの控除について所要の規定を設けることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年四月一日から施行することとした。

● **企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例** (条例第五十六号)

一 扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件を改めることとした。

二 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

三 特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる職員の範囲を拡大することとした。

四 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

五 一の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例** (条例第五十七号)

一 扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件を改めることとした。

二 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、医師及び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員に対する地域手当並びに住居手当を支給することとした。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

四 一の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県税条例の一部を改正する条例** (条例第五十八号)

一 法人の県民税、法人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金の賦課徴収等に関する事項の一部を徳島県東部県税局長に委任することとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県生活環境関係手数料条例の一部を改正する条例** (条例第五十九号)

一 一般旅券の発給に係る手数料について、書面により申請する場合の額を改めるとともに、電子情報処理組織を使用して申請する場合の額を定めることとした。

二 この条例は、令和七年三月二十四日から施行することとした。

● **徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例** (条例第六十号)

一 大麻草の栽培の規制に関する法律の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

1 第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査

2 第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更

3 第一種大麻草採取栽培者の免許証の再交付

二 大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査等に係る手数料を廃止することとした。

三 この条例は、令和七年三月一日から施行することとした。ただし、四については、

公布の日から施行することとした。

四 一の1について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金条例**（条例第六十一号）

一 徳島市と協調して県都のまちづくりを推進することにより、広く県民の利益の増進につながるにぎわいを創出し、もって誰もが住みたいと感じ、及び継承したいと願う徳島の未来を創生するための事業に要する経費に充てるため、県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例**（条例第六十二号）

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員に対して、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することとした。

三 へき地手当に準ずる手当を支給される学校職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる学校職員の範囲について所要の整備を行うこととした。

四 学校職員の給与は、所定の経費等の額に相当する額を控除して支払うことができることとした。

五 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の一部及び二から四までについては、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第六十三号）

一 会計年度任用学校職員に適用される徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十二号）による改正後の給料表については、令和六年四月一日から適用することとした。

二 会計年度任用学校職員の給与からの控除について所要の規定を設けることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第六十四号）

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 警察職員の給与は、所定の経費等の額に相当する額を控除して支払うことができることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の一部及び二については、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第六十五号）

一 会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十四号）による改正後の給料表については、令和六年四月一日から適用することとした。

二 会計年度任用警察職員の給与からの控除について所要の規定を設けることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第六十六号）**

一 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に係る手数料を定めることとした。

二 運転免許試験等に係る手数料の額を改めることとした。

三 自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章の交付及び再交付に係る手数料を廃止することとした。

四 その他所要の整理を行うこととした。

五 この条例は、令和七年三月二十四日から施行することとした。ただし、三については、同年四月一日から施行することとした。

● **技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第六十四号）**

一 全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）**

一 徳島県文化財巡視員及び徳島県教育支援委員会調査員の報酬の額を改定することとした。

二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

● **会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第六十六号）**

一 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合について、勤務成績が良好な会計年度任用職員を百分の百四・五以上百分の百七・五以下等とすることとした。

二 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合について、勤務成績が良好な会計年度任用職員を百分の百二以上百分の百五以下等とすることとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年四月一日から施行することとした。

五 一については、令和六年十二月一日から適用することとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）**

一 県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第六十八号）

- 一 知事の権限の委任に関し必要な事項を定めることとした。
- 二 自動車税の環境性能割及び種別割の減免等に関する申請書等の記載事項を改めることとした。
- 三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第六十九号）

- 一 本人確認書類について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則**（規則第七十号）

- 一 本人確認書類について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **個人情報保護の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第七十一号）

- 一 保有個人情報開示請求書等の様式について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**（規則第七十二号）

- 一 療育給付申請書等の様式について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則**（規則第七十三号）

- 一 本人確認書類について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第七十四号）

- 一 雇用関係確認書類について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第七十五号）

- 一 徳島県危機管理関係手数料条例の規定に基づく輸出証明書の発行手数料について、証紙により徴収することとした。
- 二 徳島県保健福祉関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
 - 1 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
 - 2 第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料
 - 3 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

- 三 徳島県警察関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により

徴収することとした。

1 特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えの手数料

2 運転経歴情報の記録手数料

四 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

五 この規則は、令和七年四月一日（二については同年三月一日、三及び四の一部については同月二十四日、六については公布の日）から施行することとした。

六 二の1について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十六号）**

一 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年三月二十四日から施行することとした。